

第4章 施策の方向と内容

基本目標Ⅰ あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり

施策の 基本的方向1	男女共同参画に関する意識の浸透
-----------------------	------------------------

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識を払拭し、多様な価値観や生き方が尊重されることが不可欠です。行橋市条例第13条では「市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供する。」「市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずる。」と定められています。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する否定派は7割と高い割合になっており、前回調査と比べても増加しています。しかし、男女の地位の平等感については、「社会通念、慣習、しきたり」に対して7割以上が『男性優遇』と感じており、前回調査からの意識の変化もみられず、男女間での不平等感は根強く残っている現状がうかがえます。行橋市条例に基づいた、市民の男女共同参画への関心と理解をさらに深める取り組みが必要となっています。

そのために、広報紙、ホームページ、リーフレットや地域への出前講座など、年齢や生活の状況に合わせて多様な媒体を活用して、効果的な啓発活動を推進するとともに、情報提供を充実していきます。多くの市民が利用する図書館等において、男女共同参画関係資料を充実させ、事業者や住民が活用しやすいよう工夫していきます。「行橋市条例」や「男女共同参画を推進する日・月間」の周知を充実していきます。また、市民に対しては男女共同参画意識の向上を目的とした講座を開催し、事業者に対しては、指名登録時を活用して男女共同参画の推進状況を調査することで啓発していきます。

基本的施策(1) 広報・啓発活動における男女共同参画の推進

番号	事業内容	担当課
1	◎啓発活動の推進 人権リーフレットや市報等に男女共同参画に関する情報を積極的に取り入れます。また、校区公民館への出前講座などを通じて、年代や性別に応じた学習機会を提供していきます。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課
2	◎広報及び情報発信の充実 各種セミナーやイベント、市の現状について市報やホームページとともに情報誌を定期的に発行・配布し、情報を発信していきます。また、男女共同参画関連の図書および資料の収集を充実し、企業への貸し出しなど様々な機会を捉えて提供していきます。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課

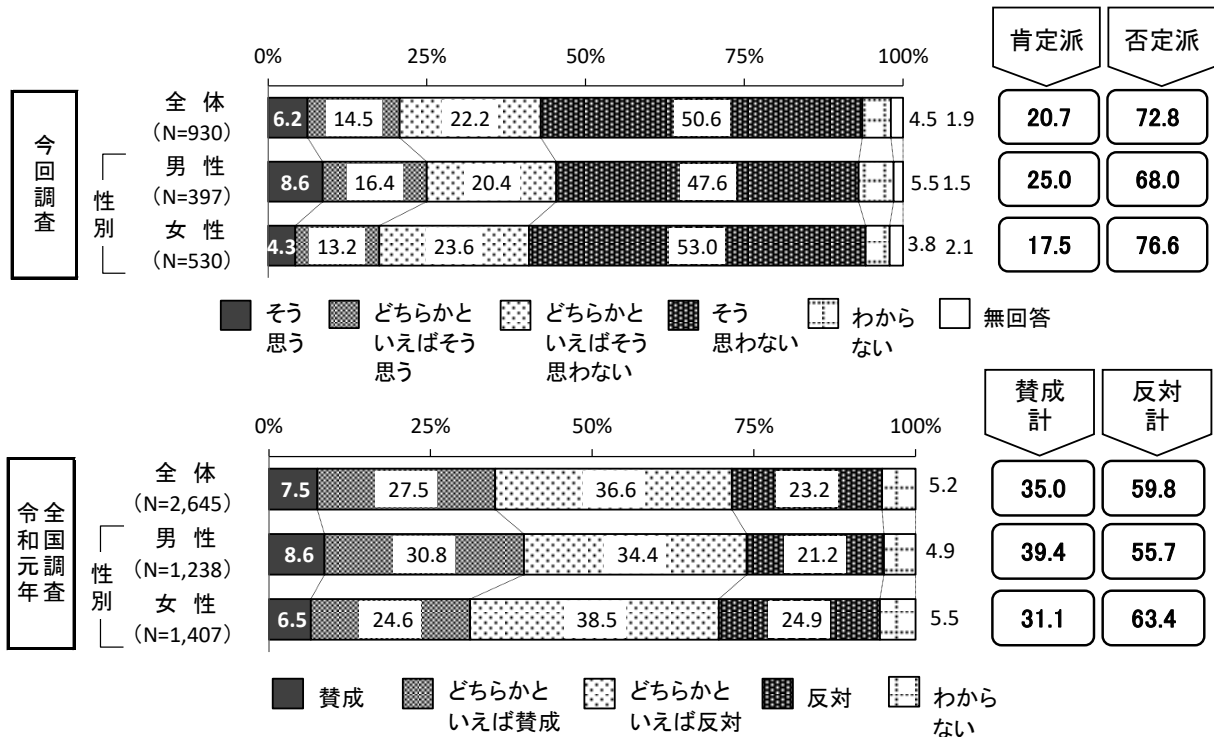
番号	事業内容	担当課	
3	◎男女共同参画を推進する条例や男女共同参画推進の日及び月間の周知	本市の「男女共同参画を推進する条例」や男女共同参画を推進する日・月間について、る～ぷるフェスタなど様々な機会を捉えて市民への周知を充実します。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 生涯学習課

基本的施策 (2) 男女共同参画に関する調査・研修の充実

番号	事業内容	担当課	
4	◎男女共同参画研修の実施	「人権教育・啓発基本計画」に基づく研修や男女共同参画センターで開催する各種講座を通して、市民の男女共同参画意識の高揚と性別による差別を含めたあらゆる差別の解消を目指します。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課
5	事業者における男女共同参画状況の調査	指名登録時に、市内事業者における男女共同参画の推進状況について調査を行います。今後、より効果的なものとなるよう調査時期や内容について検討していきます。	総合政策課 男女共同参画センター 契約検査課

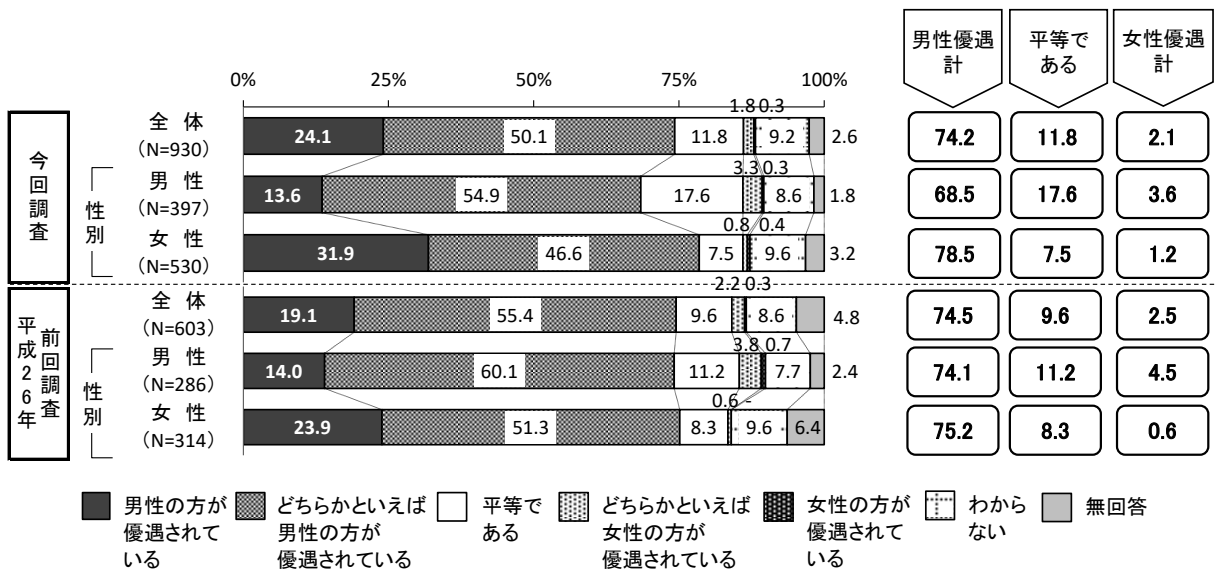
【参考資料】

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（全国調査比較）



資料：2019 年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

■「社会通念、慣習、しきたり」における男女の地位の平等感（前回調査比較）



資料：2019年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

行橋市条例第 13 条第 3 項では「市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育（保育所、幼稚園）、学校教育（小学校、中学校）、社会教育、その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行う。」と定められています。厚生労働省の『保育所保育指針』においても「子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること」と定められているように、男女共同参画を進めるためには幼児期からの教育が大切です。次世代を担う子どもたちが、性別にとらわれることなく、自分の可能性や関心に沿った将来を選択できるような支援を行うことも重要となります。

市民意識調査では、子どものしつけや教育に関して、女の子に経済的自立ができるような教育が必要という考え方と男の子に炊事・洗濯・掃除など技術を身につけさせることが必要という考え方のどちらに対しても約 9 割が賛成し、生活における役割について性別は関係ないと考えている人が多いことが分かります。しかし、「女の子らしく」「男の子らしく」育てることは男性では半数、女性の約 3 割が賛成していることから、幼児期の教育・保育や学校教育の場だけでなく、家庭においてもジェンダーにとらわれない男女共同参画の意識を高めていく必要があります。

男女共同参画の意識を醸成する教育や保育が実施できるよう、保育所や幼稚園、学校に情報提供を行います。また、幼児期の教育や保育に携わる人たちや、小学校や中学校の教職員に研修を実施して啓発を進めるとともに、保護者に対しても様々な機会を活用して男女共同参画についての意識啓発を行います。

基本的施策 (1) 教育現場における男女共同参画の推進

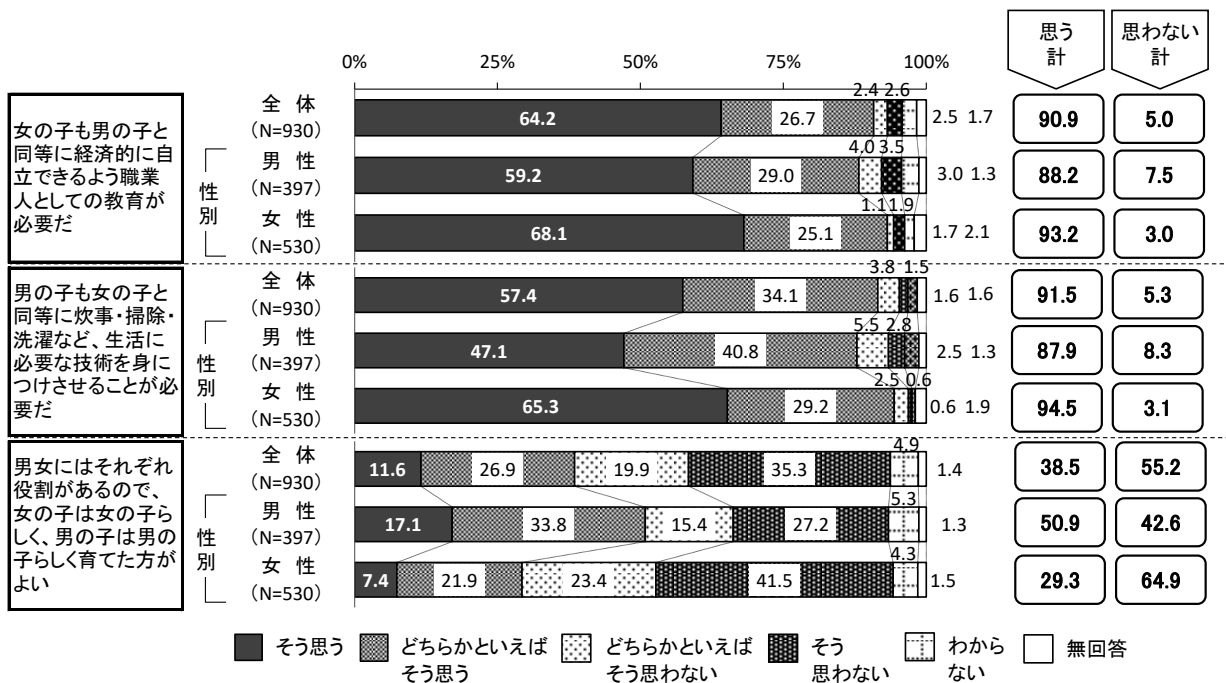
番号	事業内容		担当課
6	◎教育・保育における男女共同参画の推進	就学前の教育・保育において、男女共同参画の視点に立った保育計画の作成や保育内容および教材等を見直すための情報提供を行います。	子ども支援課
7	◎学校教育における男女共同参画の推進	学校への関係資料配布や教職員への啓発を積極的に行い、学校教育において児童生徒の男女共同参画意識および人権尊重意識の向上を図ります。	指導室
8	◎保護者への啓発	児童生徒が、家庭環境の中から男女共同参画、人権尊重意識を高めることができるよう、保護者に対して PTA 等を通じて男女共同参画に関する情報提供や啓発を行います。	子ども支援課 指導室 生涯学習課
9	◎教職員研修の実施	教育現場における男女共同参画推進のため、教職員や保育士等への研修会を実施し、参加を促進します。	子ども支援課 人権政策課 指導室

基本的施策(2)個性と能力に応じた進路指導の促進

番号	事業内容	担当課
10	将来を見据えた進路指導 児童生徒が性別による役割分担意識にとらわれることなく、多様な職業や進路を選択できるよう、一人ひとりの能力や個性を活かした進路指導を行います。	指導室

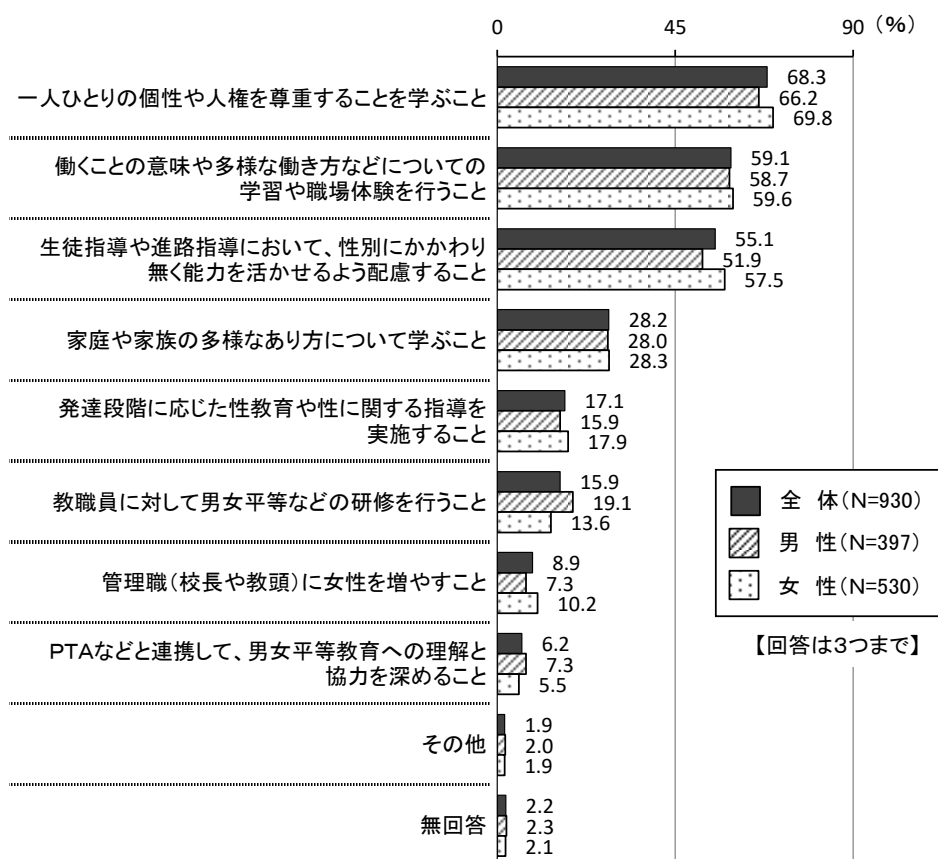
【参考資料】

■子どもの育て方について



資料:2019年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

■男女共同参画を進めていくために、学校教育の場で力を入れること



資料:2019年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり

施策の 基本的方向1	地域社会における男女共同参画の促進
---------------	-------------------

地域社会は生活の重要な基盤であり、地域のさまざまな課題に男女が対等に参画し多様な視点で取り組む必要があります。特に、災害時には平常時における社会課題が顕著に表れるため、平時から防災活動への女性の参画を進めておかねばなりません。

市民意識調査では、男女共同参画の視点で防災に備えることとして、「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」「日頃からコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」を半数近くの人があげていました。また、「避難所運営の基準などをつくり、女性や子どもが安全に過ごせるようにする」「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」も高くなっていました。一方で、地域活動・社会活動の場について女性の半数近くが「男性優遇」と感じており、男性を大きく上回り女性の不平等感は強くなっています。

安全・安心のまちづくりのために、男女共同参画の視点を取り入れた地域の防災体制を整備するとともに、「避難所運営マニュアル」を作成して女性が参画する意義を浸透させ、自主防災組織や消防団など地域の防災活動への女性の参画を促進します。また、誰もが対等なパートナーとして方針決定の過程へ参画できるよう、市民グループの育成をはじめ、自治会などの地域を担う団体への男女共同参画推進についての啓発を充実していきます。

基本的施策(1) 男女共同参画の視点による安全・安心のまちづくり

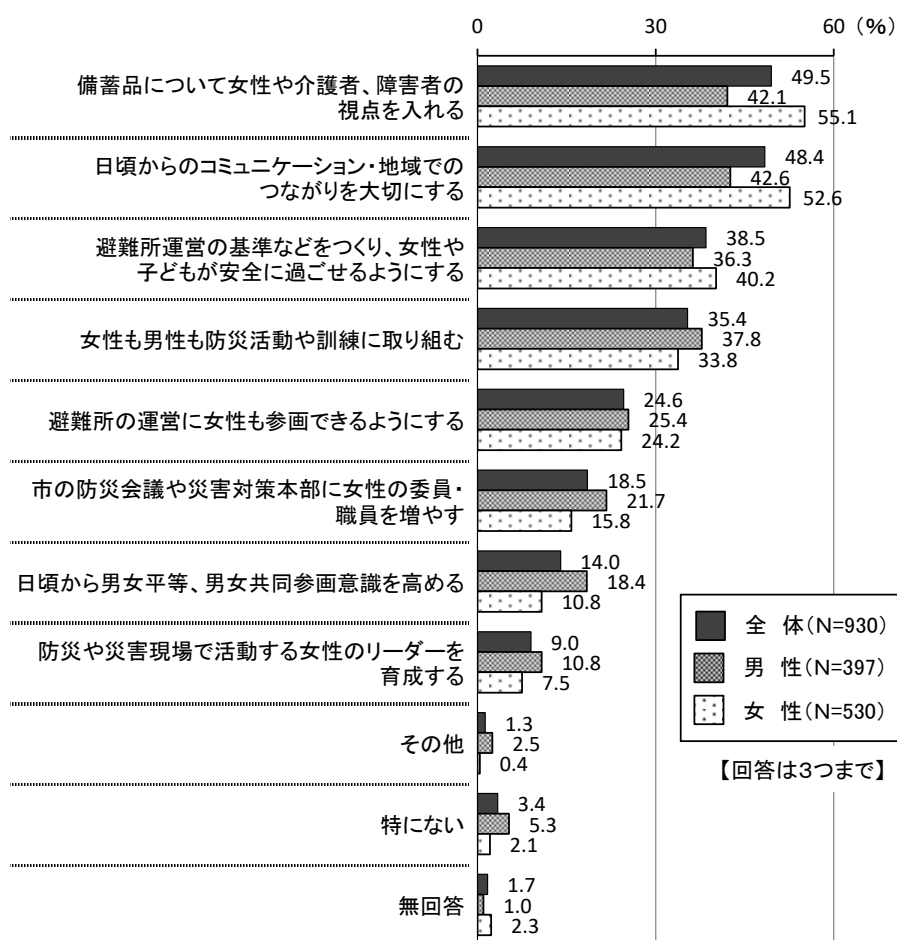
番号	事業内容	担当課
11	災害時の救助・支援対応への配慮 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備し、災害時には多様なニーズを踏まえた支援を行います。	防災危機管理室 消防本部
12	男女共同参画の視点による防災体制の確立 「避難所運営マニュアル」について、男女共同参画の視点を取り入れた見直しを行います。	防災危機管理室
13	地域の防災活動への女性参画の拡大 地域の自主防災組織や消防団員への女性の参画を促進し、地域の防災活動や広報・啓発活動への女性の積極的な参画を図ります。	防災危機管理室 消防本部

基本的施策(2) 地域活動団体における男女共同参画の促進

番号	事業内容		担当課
14	団体・グループの育成支援	男女共同参画に関する団体・グループの活動支援および団体間の交流促進を行います。	総合政策課 男女共同参画センター
15	自治会などの地域を担う団体への啓発の推進	地域社会活動への男女共同参画を目指し、区長会議や新任区長研修などで広報・啓発活動を推進します。	総合政策課 男女共同参画センター 市民相談室

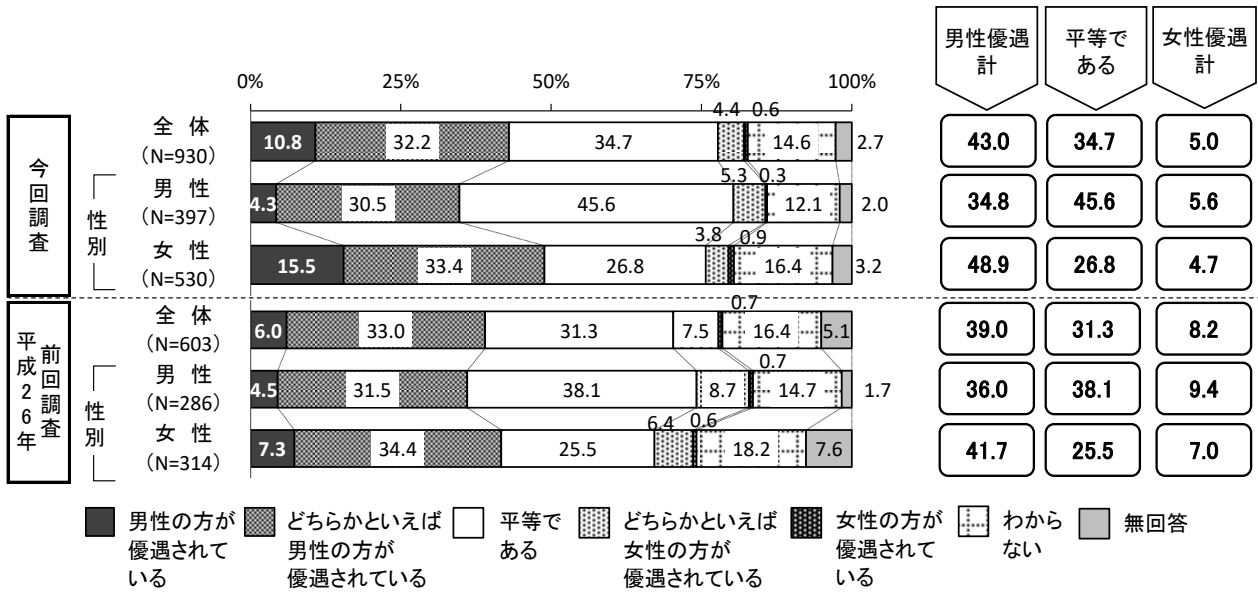
【参考資料】

■災害に備えるために必要なこと



資料:2019 年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

■「地域活動・社会活動の場」における男女の地位の平等感



資料：2019年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

市政や職場など様々な場において多様な視点や立場からの意見が反映されるためには、性別にかかわらず平等に政策方針決定過程へ参画できる体制の整備が重要となります。

市民意識調査では、地域の役職や県・市の審議会委員として就任を依頼された場合に「断る」と回答した女性は約8割にのぼり、職場の管理職でも約7割が「断る」と回答しています。断る理由としては、「知識や経験の面で不安があるから」「責任が重いから」が上位に上がっています。また、2019年（平成31年）4月1日現在、行橋市の審議会等における女性委員の割合は24.7%と県内市町村平均より低く、市が目標とする40%には達していない状況です。

子育て・教育、介護・保健・医療、防災等の様々な分野における行政ニーズの多様化に対応し、より質の高いサービスを提供するには、政策方針決定過程への女性の参画を進め、多様な意見を反映させることが重要です。

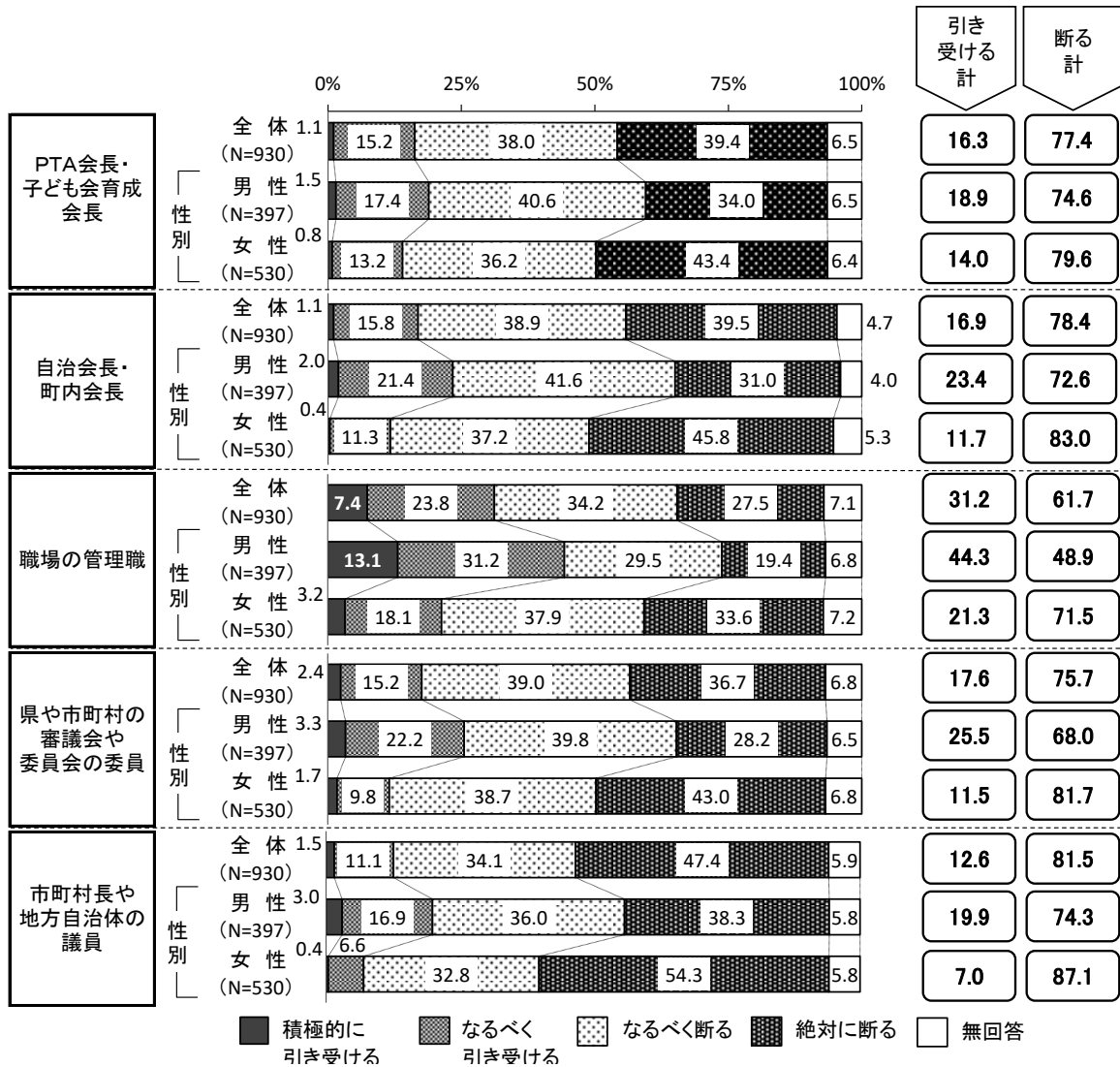
今後、女性が経験不足と認識するような不安を解消し、政策方針決定過程への女性の参画を拡充していくために、女性リーダーを育成する研修等について積極的に情報提供し、女性の参加を促進していきます。

基本的施策(1)あらゆる場における女性の政策方針決定過程への参画拡充

番号	事業内容		担当課
16	市の審議会などへの女性の登用拡大及び支援	審議会・委員会などへの女性の参画を促進し、積極的な登用を進めます。また、女性委員に対して市主催の研修や講座などについて積極的に情報提供を行います。	全課
17	女性リーダーの育成支援	研修に関する情報提供および参加費用の助成により、様々な分野への研修参加を支援し、女性リーダーを育成します。また、女性人材バンクの活用により、女性の登用を促進します。	総合政策課 男女共同参画センター 全課

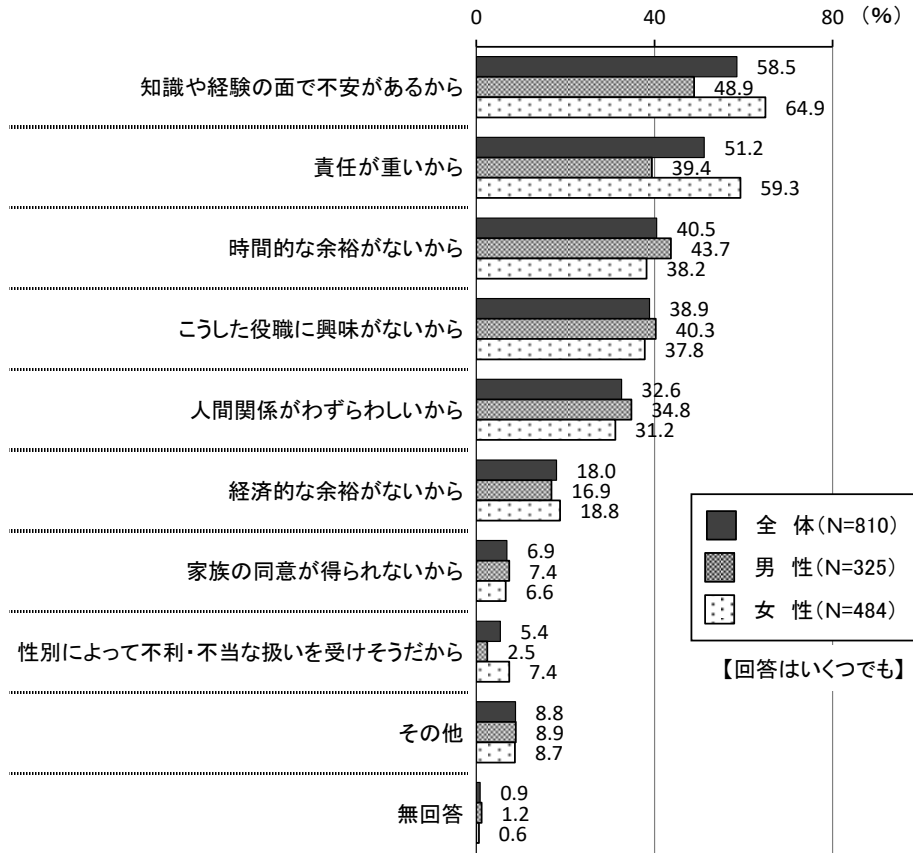
【参考資料】

■ 役職、公職への就任や立候補を依頼された場合の対応



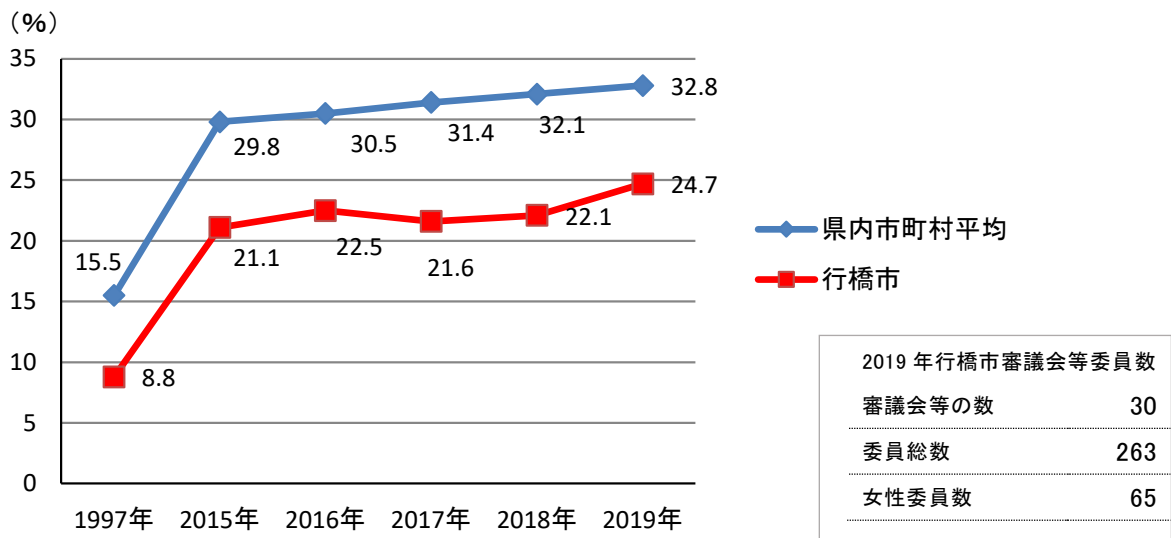
資料：2019年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

■ 役職、公職への就任や立候補を断る理由



資料：2019 年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

■ 行橋市の審議会における女性委員の割合



基本目標Ⅲ 互いに自立し支え合う社会づくり

**施策の
基本的方向1**

**ワーク・ライフ・バランスのとれる体制づくり
(行橋市女性活躍推進計画)**

男性中心型の労働慣行等を変え、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスのとれた就業環境を整備することは、男女共同参画社会の実現のための重要な課題となっています。行橋市条例第6条第1項では「事業者は、基本理念に基づき、積極的格差是正措置等により、男女が、職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。」と、事業者の責務が定められています。

市民意識調査では、仕事と家庭生活等との優先について、希望では、男性は「仕事と家庭生活をともに優先」を希望する割合が最も高くなっていました。また、男性が育児休業制度を利用することについて男性の約7割、介護休業制度では約8割が賛成しています。

しかし、現実の生活では「仕事を優先」の割合が最も高くなっており、一人ひとりの理想の生活が実現されにくい状況がうかがえます。「仕事・家庭生活・地域・個人の生活をともに優先する」割合は、男女ともに希望と現実で大きな差が見られました。ワーク・ライフ・バランスを実現するために企業や社会に必要なこととして「短時間勤務制度などの柔軟な勤務制度の導入」が最も高く、「家事、子育て、介護、地域活動などに男女が共に参加しやすい職場づくり」「育児休業や介護・看護休暇など休業・休暇制度の充実」「介護施設や介護サービスの充実」も高くなっていました。

市内の事業所や市民に対して、男性が家事や育児、介護に参画する重要性への理解が浸透されるように講座等で啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度などの利用を促進し、働き方の見直しを推進します。また、市の保育事業や介護事業を男女共同参画の視点で見直して充実を図るとともに、市民が主体的に子育てや介護への支援に関われるようボランティアを育成します。保護者が講座や学習会に参加しやすいよう、託児の体制を充実させていきます。

基本的施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

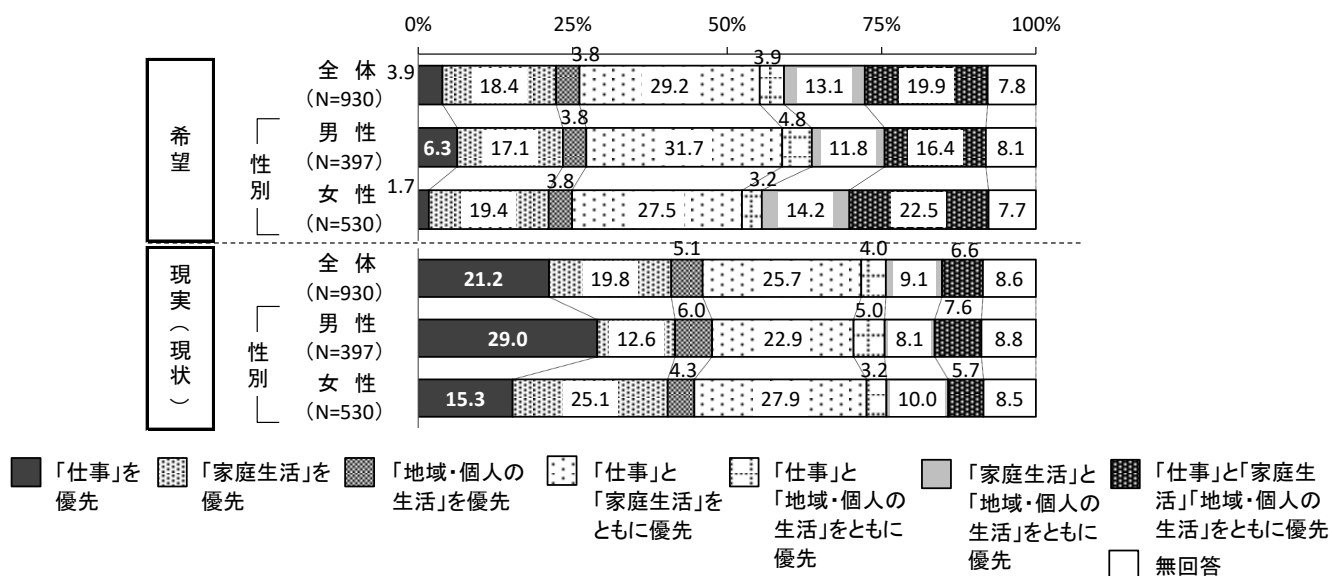
番号	事業内容	担当課
18	仕事・家庭と地域活動の両立に関する啓発の推進	総合政策課 男女共同参画センター 生涯学習課
19	働き方の見直しの推進	子ども支援課 総務課 指導室 企業立地課

基本的施策(2) ともに担う育児・介護等の支援体制の充実

番号	事業内容	担当課
20	子ども・子育て支援の充実	子ども支援課
21	介護支援の充実	介護保険課
22	ボランティアの育成支援	子ども支援課 介護保険課
23	講座や研修への託児実施	総合政策課 男女共同参画センター 全課

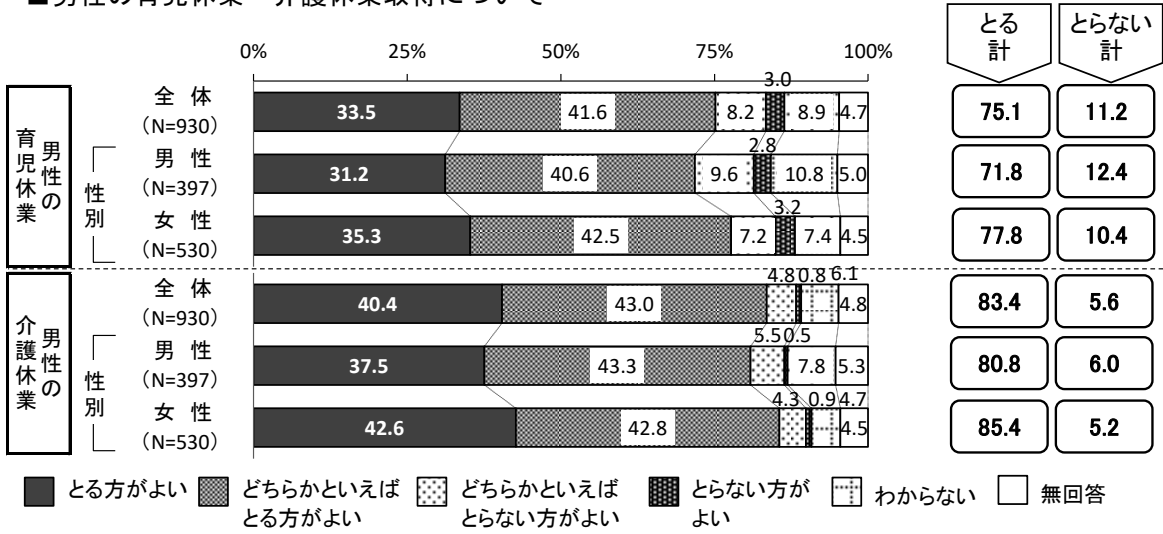
【参考資料】

■ 「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の優先度の希望と現実（現状）

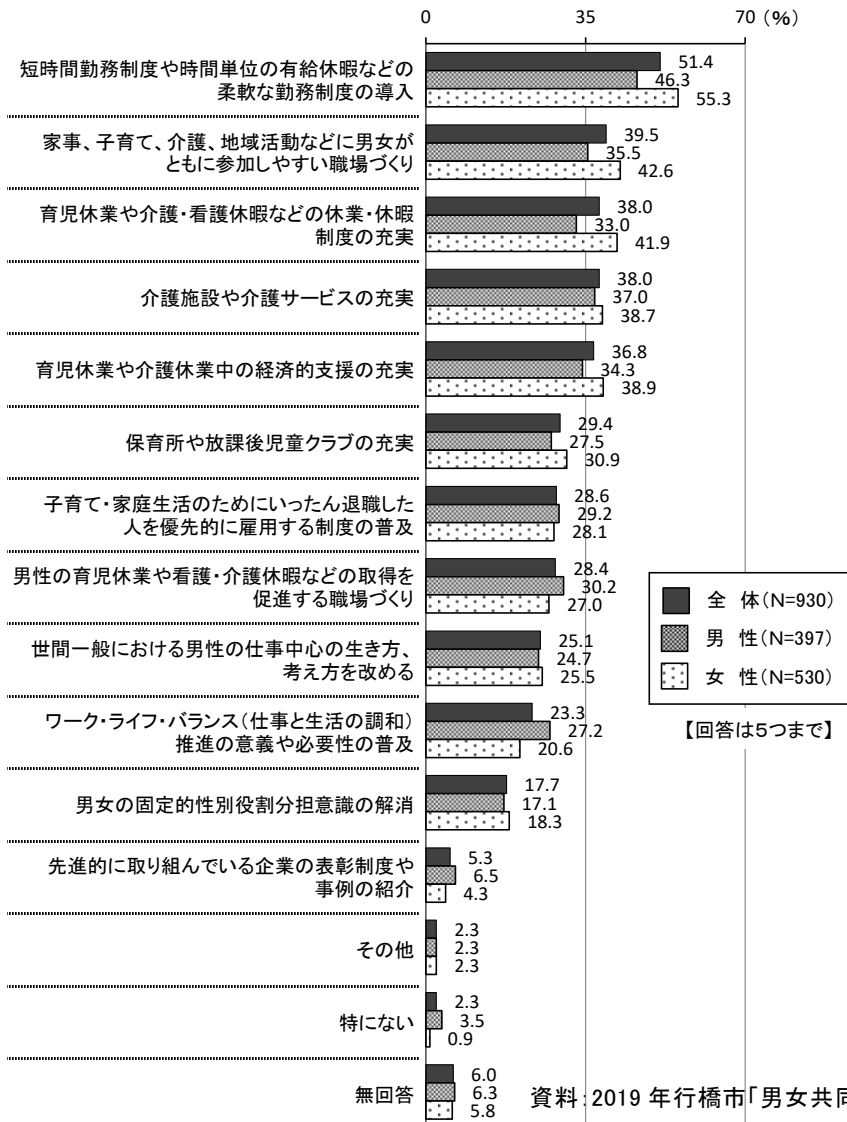


資料：2019 年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

■男性の育児休業・介護休業取得について



■男性が家事、子育て、介護、地域活動へ積極的に参加するために必要なこと



資料：2019年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

施策の
基本的方向2

男女共同参画の視点に立った労働条件の整備
(行橋市女性活躍推進計画)

本計画は、「女性活躍推進法」に基づく市の基本計画と位置づけられています。「女性活躍推進法」では、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、働いている女性、これから働こうとしている女性を対象として、女性の採用や登用、能力開発のための事業主の取り組みが求められています。行橋市条例第6条第2項では「事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。」と定められています。

本市の女性の働き方をみると、依然として「M字型就労」パターンを描いていますが、市民意識調査では、女性の働き方に対して、結婚や出産に関わらず就業を継続することを支持する人は半数を超えています。一方、約4割の人が結婚や出産で職業を中断することを支持していますが、その理由としては「仕事と家庭が両立できるために現在ある制度だけでは不十分」「仕事と家庭が両立できる制度があってもそれを利用できる職場の雰囲気でない」が上位に上がり、女性の就業継続のための環境整備の遅れから消極的に支持していることがうかがえます。

今後、農業・漁業・商工自営業者に対しては、女性の労働を適切に評価し、積極的な経営への参加促進と地位向上を図るために働きかけていきます。事業所に対しては女性が就業継続できるような環境整備についての啓発を進めるとともに、雇用されている女性には労働に関する国や県などの相談窓口について情報を提供します。子育てや介護で就労を中断した女性が再就職するために、国や県の制度や支援策などの情報を提供していきます。

基本的施策(1)誰もが働きやすい労働条件の整備

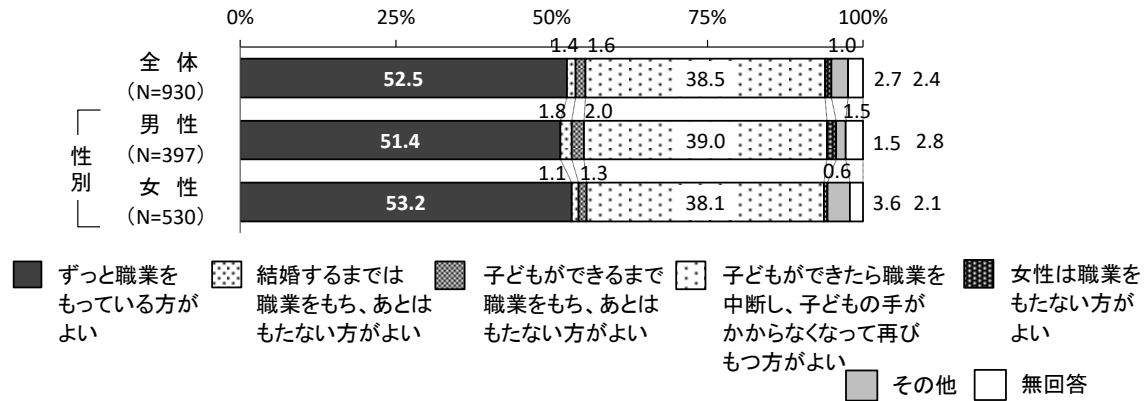
番号	事業内容	担当課	
24	農業・漁業・商工自営業で働く人々の労働条件・生活環境の改善	商工会議所等関係機関の協力のもと、研修会やチラシなどを事業所に配布し啓発していきます。また、農業従事者に対しては、家族経営協定 ^(※) の締結を促進していきます。	商業観光課 農林水産課
25	雇用労働者の労働に関する相談体制の充実	関係機関と連携を図り、誰もが仕事と家庭を両立できるよう雇用・労働に関する相談窓口を充実します。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課
26	非正規労働者などの労働条件の改善促進	パートタイマー、派遣労働者などの労働環境の改善に向けた支援について情報提供を行います。	企業立地課
27	市内事業者への情報提供・啓発	労働条件の向上、働き続けるための労働環境の整備等、女性が働きやすい職場環境整備について、市内の事業者へ様々な法や制度等の情報を提供し、啓発を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課

基本的施策(2) 女性への再就職支援体制の推進

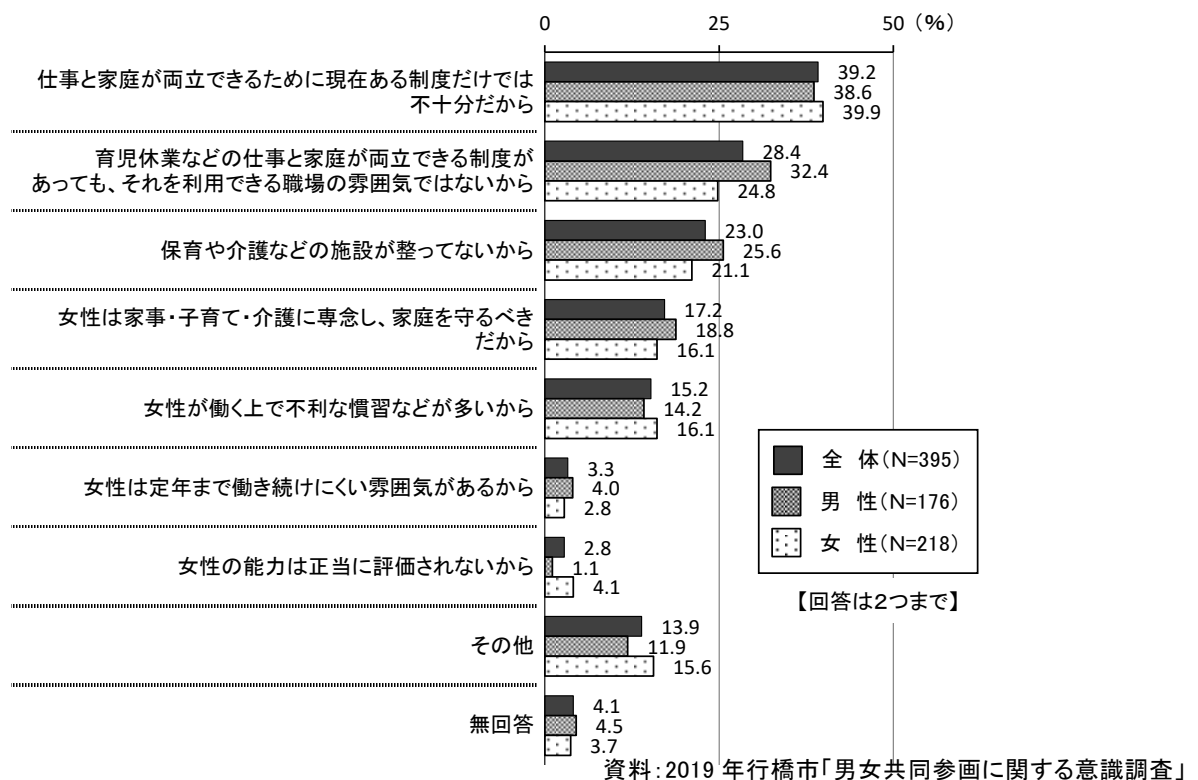
番号	事業内容	担当課
28	再就職のための情報提供および支援事業の実施	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課
29	就業支援技術取得講座の開催	総合政策課 男女共同参画センター 企業立地課

【参考資料】

■女性が職業をもつことについての考え方



■女性が職業をもち続けられない方がよいと思う理由



行橋市において、2015年（平成27年）の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は28.1%となっており、生産年齢人口は2000年（平成12年）以降減少し、高齢化が進んでいます。また、総人口に占める障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者の割合は平成31年3月末現在、5.8%となっており、年々上昇しています。また、ひとり親家庭では経済的に困窮する可能性が高くなり、育児や家事などの生活面でも不安定な状況に置かれやすくなります。近年では、LGBT^(※)など性的マイノリティの生活課題も顕在化してきました。

2016年（平成28年）、国連の女子差別撤廃委員会は、日本に対して障がいのある女性、外国人女性、同和地区の女性などマイノリティ女性に対する複合的な差別への対応が不十分であると指摘しています。あらゆる状況にいる人々が、自身の生活環境等に加えて性別によってさらに困難な立場に置かれることのない社会の構築が重要となっています。

今後も、高齢者や障がい者への各個別計画に基づいた支援を充実させていきます。ひとり親家庭に対しては、各種情報提供や相談体制の充実を図り、生活の自立支援を行います。また、行橋市における多文化共生のまちづくりの推進など、外国人にとって住みよい環境づくりを進めます。多様性を尊重し、生活に困難な状況に置かれている人への理解を深めるよう市民へ啓発します。

基本的施策(1) 高齢者・障がい者への安全・安心な生活の支援

番号	事業内容	担当課
30	高齢者福祉施策の推進 「老人福祉計画・介護保険事業計画」「地域福祉計画」に基づき、各種サービスの提供について周知を図り、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、安全・安心な生活を支援します。	介護保険課 地域福祉課
31	障がい者・障がい児福祉施策の推進 「障害者福祉長期計画・障害福祉計画」「地域福祉計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、障がい者の就労支援や障がい児の療育支援をはじめとした各種支援やサービス提供を充実し、安全・安心な生活を支援します。	地域福祉課 障がい者支援室 子ども支援課
32	相談体制の充実 多様化する相談ニーズに対応するため、関係機関のネットワークを拡充し、情報共有を図るとともに研修会の開催など相談員の技術の向上と専門相談体制の充実強化を図ります。	地域福祉課 (社会福祉協議会) 子ども支援課

基本的施策(2) 多様な人々への自立支援の充実

番号	事業内容		担当課
33	ひとり親家庭への自立支援	関係部署の連携により就職活動支援、保育所の利用促進などを図り、ひとり親家庭の生活自立を支援します。また、相談員の資質向上に努めて、相談体制を充実していきます。	生活支援課 人権政策課 子ども支援課
34	外国人の安全・安心な環境づくり	市民の国際理解を深めるとともに、在住外国人と市民との交流を深めて、外国人にとって住みよい、安全・安心な環境づくりに努めます。また、日本語ボランティアの育成支援を充実します。	市民相談室
35	多様な性のあり方への理解の促進	LGBTなど性的マイノリティについて市民の理解を深めるために、情報提供などにより周知を図るとともに啓発を進めていきます。	人権政策課 総合政策課 男女共同参画センター

基本目標Ⅳ 一人ひとりが認め合い尊重しあう環境づくり

施策の 基本的方向 1

あらゆる人権侵害根絶への取り組み

行橋市条例第5条第3項では「市民は、男女差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等に対して勇気をもって訴え、弱者が泣き寝入りすることなくその根絶に向けて行動するよう努めなければならない。」と市民の責務が定められています。また、第7条では「すべての人は、性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。」と定められています。近年、セクシュアル・ハラスメント以外にもマタニティ・ハラスメントや性的マイノリティへの差別行為など各種ハラスメント（※後述）が重大な人権侵害として認識されるようになり、男女雇用機会均等法や働き方改革関連法などにおいては禁止行為となっています。さらに、県性暴力根絶条例では、県民等に性暴力を禁じる行動規範を規定しています。

市民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントを職場で受けた人は18.0%にのぼり、地域活動では7.6%、学校に関わる場では3.3%となっていました。被害の内容では、男性はジェンダー・ハラスメントの被害経験の割合が高く、女性では「容姿や年齢について話題にされる」「性的な話や冗談を聞かせる」という被害経験の割合が高くなっていました。

今後とも、あらゆる場における性暴力や各種ハラスメントなどによる人権侵害の根絶に向け、関係機関との連携を深め、職場や学校、地域をはじめとして幅広く情報提供を行い、広報・啓発を充実します。

基本的施策(1) セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策の充実

番号	事業内容		担当課
36	◎様々なハラスメント防止のための啓発	様々なハラスメントの防止のため、人権リーフレットなどで市民への広報・啓発を行います。また、相談窓口について周知を図ります。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課
37	◎防止に向けた研修などの実施	事業主、労働者に対して、様々なハラスメント防止の研修・講座を開催し、ハラスメントが人権侵害であることへの理解を促進し防止に努めます。	人権政策課 指導室

基本的施策(2) 性暴力などの被害防止に向けた啓発

番号	事業内容		担当課
38	◎性犯罪などの被害防止に向けた啓発	学校・地域・警察などの関係機関と連携し、性犯罪などが女性の人権侵害であるとの視点に立った啓発活動を進めます。	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 指導室

ハラスメントとは

ハラスメントとは、力関係などを利用して、意に反した、不適切な言動を行うことで相手に不利益や損害を与えたり、個人の尊厳を損なう行為。

○パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係など組織における力関係の優位性を背景に、本来業務の適正な範囲を超え、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

○モラル・ハラスメント

態度や言葉などにより継続的に相手の人格や尊厳を傷つける精神的な嫌がらせ・いじめ。

○セクシュアル・ハラスメント

他の者の意に反し、他の者に不利益や不快感を与えるような、不適切な性的言動。

セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対する差別的言動も含まれる。

○ジェンダー・ハラスメント

性別に関する固定観念や差別意識に基づくいやがらせ。性別という理由のみでの性格・能力の評価や特定の役割の決めつけなどの差別的扱いをする言動。

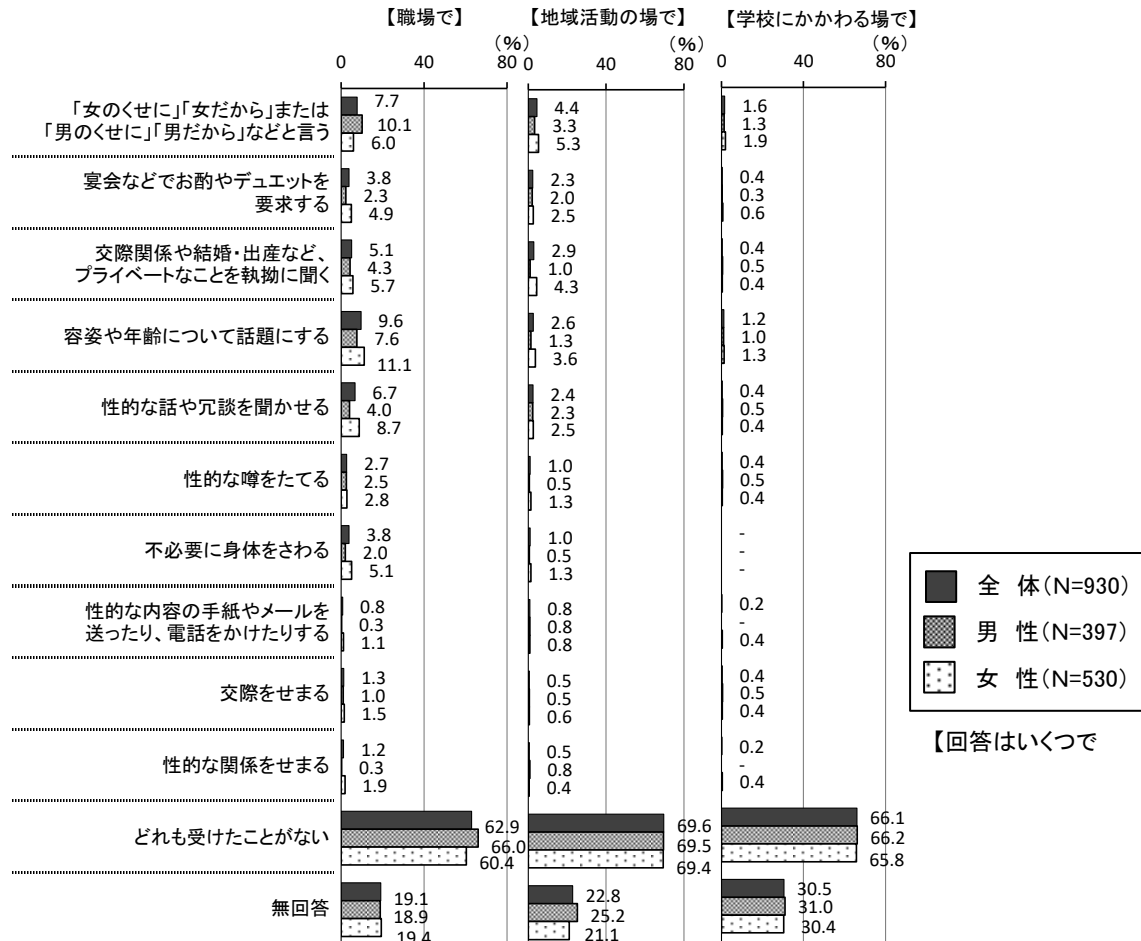
○マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産に関連して職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント。

働く男性への「パタニティ（＝父性）・ハラスメント」も問題となっている。

【参考資料】

■セクシュアル・ハラスメントの経験



施策の
基本的方向2

DV対策の充実（行橋市DV防止基本計画）

本計画は、「配偶者暴力防止法」に基づく市の基本計画と位置づけられています。これまで、行橋市条例に基づきDV対策に取り組んできました。配偶者等に対する暴力が児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生することを踏まえ、市内の連携と共に市外の関係機関等とも連携して支援を行っています。

市民意識調査では、外出等の制限や交友関係等の監視など束縛的な行為は暴力として認識されにくい傾向もありました。配偶者や恋人から一度でも暴力を受けたことがある人は全体の9.1%で、そのうち誰にも相談していない人は45.9%と半数近く、相談した場合は身近な「家族や親戚」と「友人・知人」が中心となっていました。被害の有無に関わらず、DVについて相談できる窓口を知らない人は37.6%いました。

今後は、暴力を受けている本人が、被害の認識を持ち、早急な相談と保護、適切な支援へとつなぐため、また、暴力を未然に防ぐためにも、広報・啓発や若い世代も含めた教育による意識づくりをさらに推進します。関係機関との連携を深めて相談窓口の周知や相談・保護体制をさらに充実して、DV防止と被害者支援の充実に取り組みます。

基本的施策(1) DV防止のための教育・啓発の促進

番号	事業内容		担当課
39	◎市民・関係機関への広報・啓発	市報やリーフレットにより市民へのDV防止に向けた啓発を行います。また、DV被害者への支援のあり方を学ぶ研修会を開催します。若い世代へも、人権尊重の意識とデートDV防止に向けて理解を深めるためリーフレット配布等による啓発を実施します。	人権政策課 総合政策課 男女共同参画センター 指導室 子ども支援課

基本的施策(2) 相談体制の充実

番号	事業内容		担当課
40	◎相談体制の整備・充実	各種研修会への参加により相談員の資質向上を図ります。また、関係機関との連携を図って相談体制を充実・強化します。	人権政策課 子ども支援課

基本的施策(3) 被害者の自立支援の充実

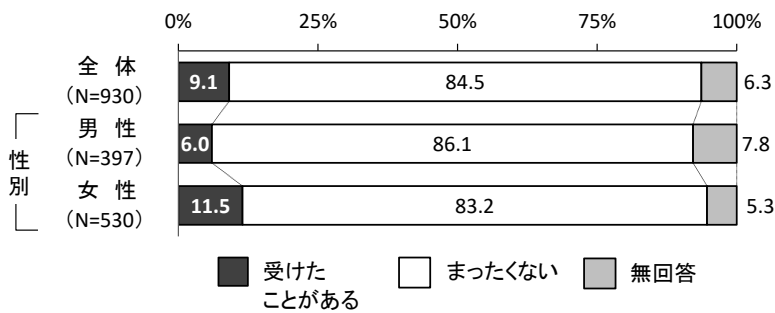
番号	事業内容		担当課
41	◎被害者への多様な支援の充実	関係部署の連携により、被害者の自立に向けた就労支援や経済的支援及び被害者やその子どもへの精神的支援などを行います。	人権政策課 子ども支援課 総合政策課 男女共同参画センター

基本的施策(4) 推進体制の整備

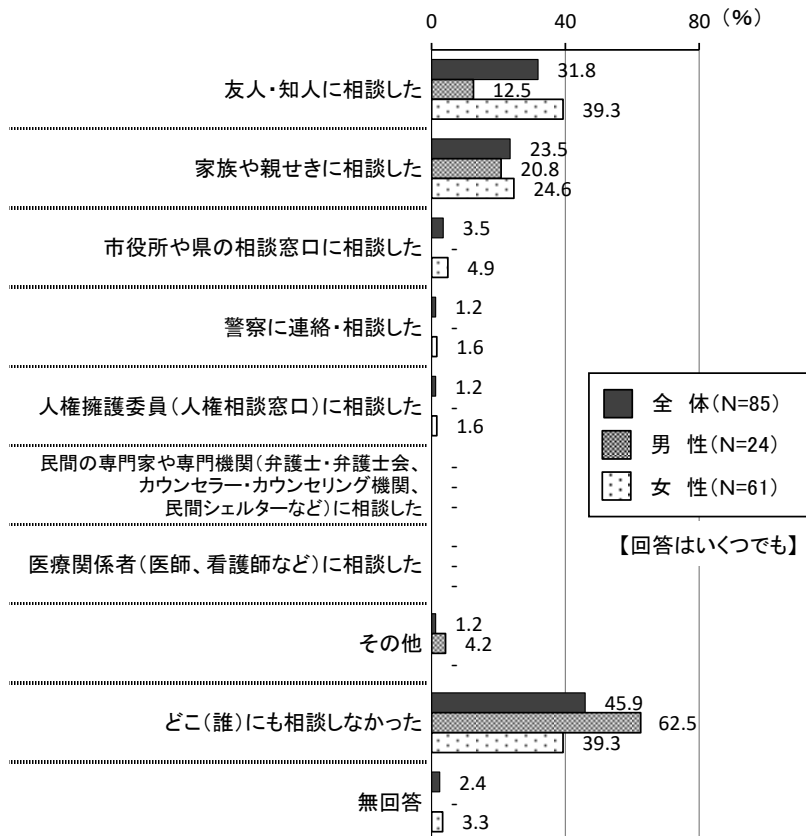
番号	事業内容		担当課
42	◎関係機関および庁内での連携強化	関係機関や関係課との連携を強化し、DV 被害者への迅速で適切な保護や支援を行います。	人権政策課 子ども支援課 総合政策課 男女共同参画センター

【参考資料】

■ここ5年間の配偶者・パートナーからの暴力の経験

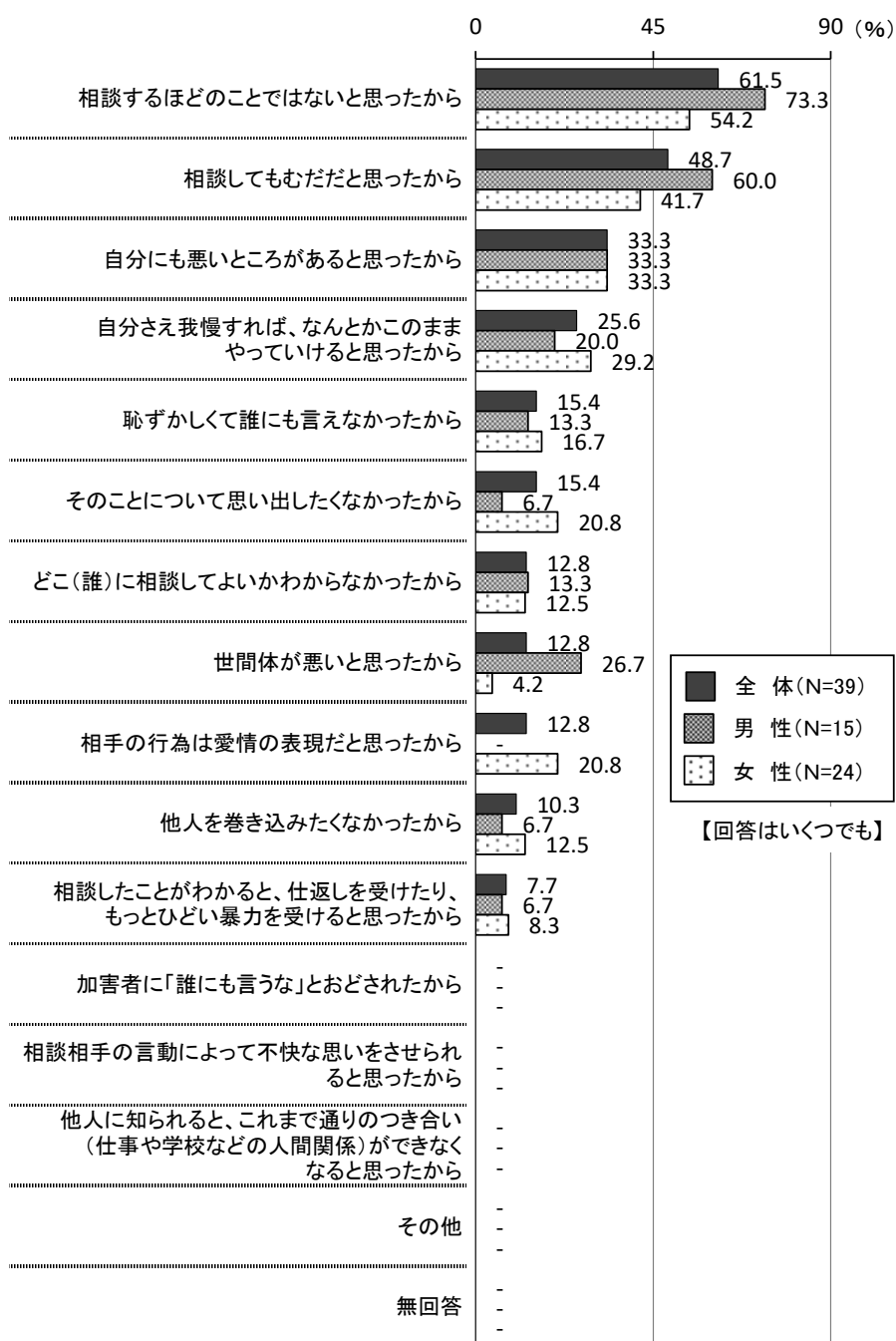


■配偶者・パートナーからの暴力についての相談先



資料:2019 年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

■配偶者・パートナーからの暴力について相談しなかった理由



資料：2019年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

施策の 基本的方向3	生涯を通じた健康づくりの推進
-----------------------	-----------------------

行橋市条例第3条第1項第6号では「男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、推進されること」と基本理念が定められています。一人ひとりが生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、誰もが自身の個性と能力を十分に発揮し、多様な分野に参画するための前提となります。女性は、妊娠や出産、育児などを経験する可能性があり、男性にも特有の疾病があります。男女がお互いの身体的特徴を理解しあい、正しい知識を持った上で相手に対する配慮や思いやりの気持ちを持つことが大切です。

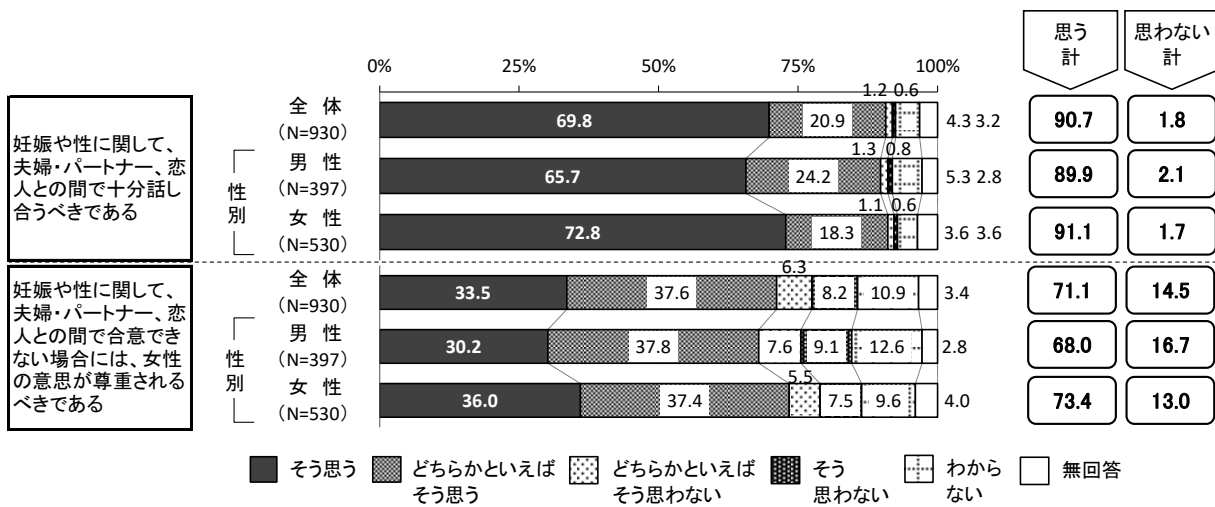
市民意識調査では、「妊娠や性に関して、夫婦間や恋人との間等で合意できない場合には女性の意思が尊重されるべき」と思わない人の割合が14.5%であり、女性の性的人権に関する認識を進める必要性が示されました。

市では「行橋市地域保健計画」を策定し、関係各課との連携のもとそれぞれのライフステージ^(※)や性別に応じた健康管理の啓発と健康づくり支援を行っており、今後ともこれらを充実させていきます。また、人権尊重の視点で発達段階に応じた性教育を推進し、性に関する正しい知識の普及や啓発に努めます。

基本的施策(1)生涯を通じた健康づくり支援

番号	事業内容		担当課
43	疾病予防や健康管理の啓発活動・健康相談の充実	各種検診や健康をテーマとしたネットワークづくり、相談体制の整備などを通して、ライフステージや性別に応じた市民の疾病予防や健康保持・増進を図ります。	地域福祉課 子ども支援課 生涯学習課
44	性教育の推進	小・中学生に対して性について正しい理解を図るための教育を行います。	指導室

■妊娠や性に関する考え方

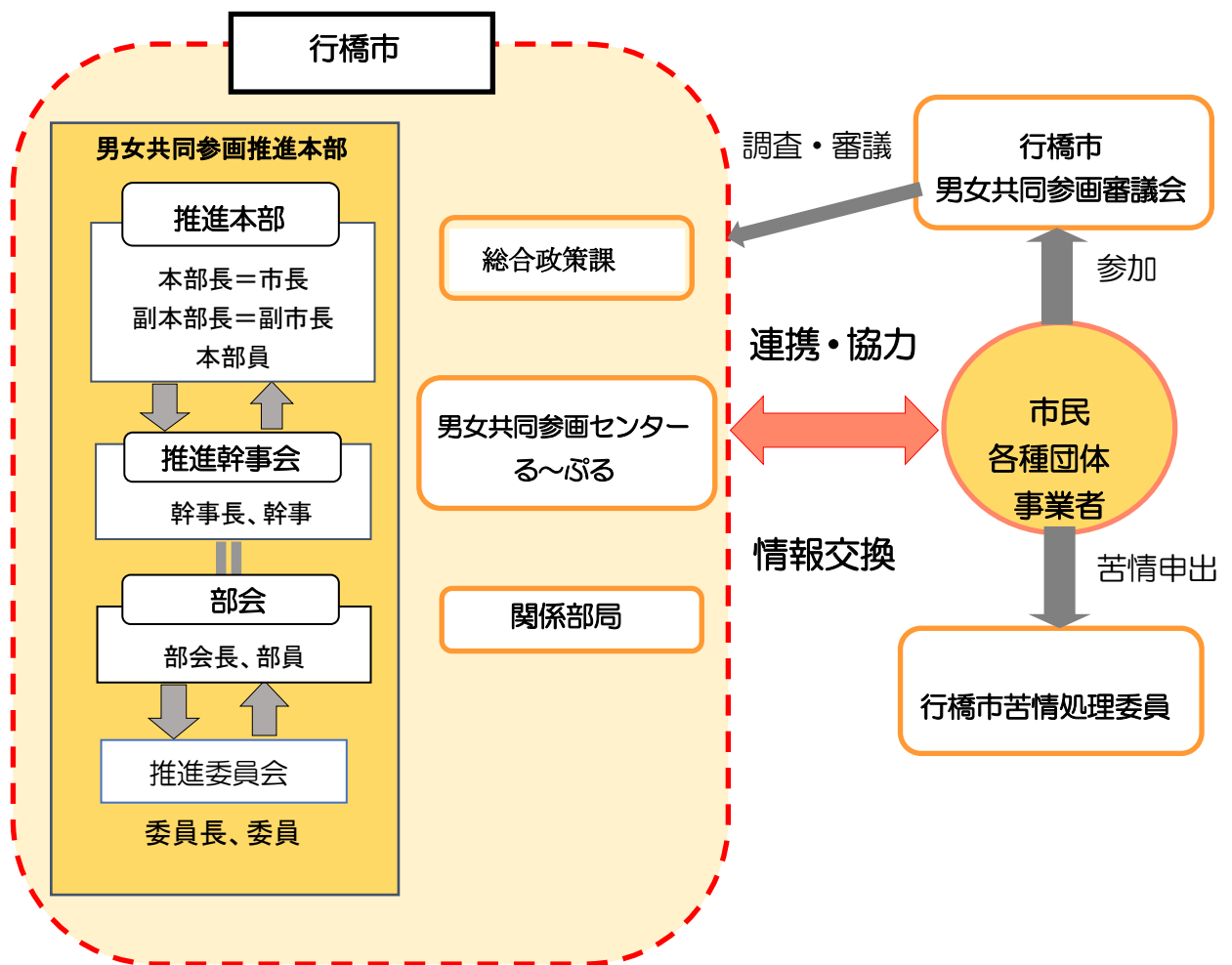


資料: 2019 年行橋市「男女共同参画に関する意識調査」

計画の推進体制

本計画で掲げる市の将来像「ともに支え 認め合い 誰もが活躍できるまち ゆくはし」の実現に向け、市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を組織しています。

行橋市条例第4条第1項には「市は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と市の責務が定められています。また、第2項では「市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に理解を深めることができるよう情報の提供を行うとともに、国、県その他の地方公共団体、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。」と定められています。これらの規定に基づき、市民や各種団体および事業者との連携のもと、庁内の推進体制の強化や、各施策の実施状況の把握および審議会への報告などにより、計画を全庁的・総合的に推進していきます。



◇市内推進体制

(1) 男女共同参画推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、各部長により構成される。
男女共同参画社会の実現に係る基本方針や重要事項など、計画の総合的な推進を行う。

(2) 男女共同参画推進幹事会

総合政策課長を幹事長とし、各課長により構成される。市内における関係機関との連絡調整など、男女共同参画社会の実現に係る計画や施策等の具体的な推進を行う。幹事長は、専門的事項について調査および検討するため、必要に応じて幹事会に部会をおくことができる。

(3) 男女共同参画推進委員会

各部、外局機関、消防本部から推薦されたもので構成される。推進幹事会の補助機関として、男女共同参画社会の実現に係る調査及び研究や啓発など、必要な事項の推進を行う。

◇計画の推進に関する事業

男女共同参画に関する施策は、教育、福祉、労働、防災など広範多岐にわたっています。そのため、行橋市条例第10条では「市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」と定められています。

2005年（平成17年）に行橋市男女共同参画センター“る～ぷる”が設置され、市民や事業者との協働による男女共同参画社会の形成に関する取り組み拠点として活用されてきました。また、行橋市条例第9条に基づき市は総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画基本計画を策定し、進捗状況を管理してきました。今後も、拠点機能の充実とともに、男女共同参画基本計画に則った事業を充実させていきます。

行橋市条例第12条には市に対し就業における模範的措置が求められており、これに基づき男女共同参画についての積極的な職員研修、女性の職域拡大や管理職等への登用比率を高める施策を実施します。行橋市条例第8条では公衆に表示する情報に関する留意として、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長又は連想させる表現を行ってはならないという規定があり、今後とも条例に基づいて適切な情報発信を進めていきます。

行橋市条例第18条では「市は、男女共同参画社会の形成に関し、必要な調査研究を行う。」と定められており、継続的に市民や市職員に対する意識調査を実施し、施策に反映させます。また、条例に基づいて設置された苦情処理制度の下で、男女共同参画に関わる施策や人権侵害に対しての市民からの苦情に適切に対応します。

1. 拠点施設の充実

(1) 男女共同参画センターの充実

番号	事業内容		担当課
1	男女共同参画センターの充実	プランの総合的な推進のため、拠点施設として誰もが平等に参画できる男女共同参画センターの充実に努めます。	総合政策課 男女共同参画センター

2. 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理および総合調整

番号	事業内容		担当課
2	計画の進行管理および進捗状況の評価と報告	各課との連携のもと、計画に基づく各施策の進捗状況について審議会に報告し、その結果を公表します。また、定期的な事業の見直しにより施策の充実に図ります。	総合政策課 男女共同参画センター

3. 庁内の推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

番号	事業内容		担当課
3	推進体制の充実・連携強化	「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画推進幹事会」の連携により、プランの積極的推進を図ります。また、国・県など関係機関と連携し、協力体制をつくります。	総合政策課 男女共同参画センター 全課
4	男女共同参画審議会の運営	プランの実施状況について評価を行い、計画の見直しなど、男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査・審議し、提言を行います。	総合政策課 男女共同参画センター
5	男女共同参画研修の実施	市職員が男女共同参画に敏感な視点を養うことができるように、職階層別の現状・課題を把握し、計画的な研修を実施します。	総合政策課 男女共同参画センター 総務課
6	女性職員の登用・参画促進	市職員の職務・管理職登用において、「次世代育成支援及び女性活躍推進行動計画」に基づき職場環境の整備や女性職員の育成に努め、個人の意欲や能力に応じて女性職員の登用を進めます。	総務課 全課
7	相談窓口の充実	市職員等へのハラスメントに関する相談窓口を周知し、相談体制の充実に図ります。	総合政策課 男女共同参画センター 総務課 指導室

番号	事業内容		担当課
8	適切な情報発信の推進	国の公的広報のガイドラインを活用し、市の様々な広報や刊行物作成において男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行います。	総合政策課 男女共同参画センター 全課

4. 男女共同参画に関する調査

(1) 男女共同参画に関する調査

番号	事業内容		担当課
9	市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、市民を対象とした意識調査を定期的に行います。	総合政策課 男女共同参画センター
10	市職員等に対する意識調査	市職員等の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、市職員を対象とした意識調査を定期的に行います。	総合政策課 男女共同参画センター

5. 男女共同参画に関する苦情

(1) 苦情処理制度の活用

番号	事業内容		担当課
11	苦情処理制度の周知活用促進	男女共同参画に関する苦情処理機関である「男女共同参画苦情処理委員」の周知を行い、市民からの苦情へ適切に対応します。	総合政策課 男女共同参画センター

計画の成果指標

計画の着実な推進を図るためには、「いつまで」「何を（どう）するか」という成果指標を設定し、その目標値をできるかぎり実現するよう努力していかねばなりません。そこで、本計画の目標年度である令和6年度を目標とし、各施策の実施について評価・改善・検討のための成果指標を定めます。

本計画では、第5次行橋市総合計画や行橋市特定事業主計画等の成果指標とも整合性を図っています。

基本 目標	成果指標	単位	実 績 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
I	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に『そう思わない』割合	%	72.8	78.0
I	行橋市男女共同参画推進条例の認知率	%	4.6	15.0
I	行橋市男女共同参画プランの認知率	%	7.4	18.0
II	男女共同参画センター登録団体数	団体	(令和元年1月 1日現在) 10	15以上
II	審議会等に占める女性委員の割合 (地方自治法第202条の3に基づくもの)	%	(平成31年4月 1日現在) 24.7	40.0以上
II	「地域活動・社会活動の場」における男女の地位の平等感	%	34.7	40.0
III	市職員男性の育児休業取得率	%	6.7	13.0以上
III	「ワーク・ライフ・バランス」の認知率	%	37.0	47.0
III	職場での男女の地位の平等感	%	24.2	30.0
IV	DV相談窓口の認知率	%	男性 52.4 女性 60.8 全体 57.2	68.0
IV	DVについての相談「どこ（誰）にも相談しなかった」割合	%	45.9	35.0

基本 目標	成果指標	単位	実 績 (令和元年度)	目 標 (令和6年度)
推進 体制	市職員の管理職に占める女性の割合	%	(平成31年4月 1日現在) 11.9	15.0以上
推進 体制	男女共同参画センター る～ぶるの 認知率	%	—	50.0